



[様式第3号]

資料提供年月日	令和5年3月10日	
問い合わせ先	課名	保健管理課
	電話	直通 803-1251 内線 5751
担当者	職名・氏名	課長 森 公造
	職名・氏名	課長補佐 藤田 求

広 報 連 絡

- 件名 3月13日以降のマスク着用について
- 趣旨 新型コロナウイルス感染症に係る、3月13日以降の岡山市役所におけるマスク着用についてお知らせします。
- 内容 来庁者及び市職員のマスク着用について
 - 来庁者
着用は個人の判断とし、マスクの着用を求めない。
 - 市職員
重症化リスクの高い人等に感染させない配慮を行ったうえで、マスクの着用は個人の判断。
ただし、年度替わりで窓口等が混雑する時期であること等を鑑み、当面の間、窓口業務や相談業務に従事する職員については、マスク着用を推奨。
- 備考 下記の日程にて、窓口での取材・撮影が可能です。
日時 令和5年3月13日（月）9時～9時30分
場所 北区役所 市民保険年金課窓口付近（本庁舎1階）
※来訪予定の社は3月10日（金）17時までに北区市民保険年金課（直通086-803-1118）までご連絡ください。
※窓口の混雑時期にあたるため、撮影にあたっては、来庁者への十分な配慮をお願いします。